

令和7年度 第7回広陵町定例教育委員会 会議

○ 開会及び閉会

令和7年10月23日(月) 午後 0時45分 開会
同 日 午後 2時09分 閉会

開催場所: 広陵西小学校 1階 特別教室

○ 出席委員の議席番号、職名及び氏名

(教育長)植村佳央、1番委員:(教育長職務代理者)松井秀史、
2番委員:岡野聰子、3番委員:臼井有香、4番委員:村田浩子

委員の他、会議に出席した者の職名及び氏名

教育振興部長	倉田 洋子
教育総務課主幹	松本 哲知
こども課長	佐々木 計也
こども政策課長	伊藤 哲
教育総務課指導主事	辻 博暢
教育総務課指導主事	富田 英明
教育総務課(学校支援室)指導主事	中村 美和
教育総務課(学校支援室)指導主事	中本 絵美

議案(1) 中学校各種大会参加事業補助金交付要綱改正について

教育長 それでは議案に入らせていただきます。一つ目でございます。中学校各種大会参加事業補助金交付要綱改正について。これについては、部長からお願ひします。

教育振興部長 別紙の1ページをご覧ください。中学校各種大会参加事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。現在、広陵町立中学校の部活動が全国大会等に出場する場合、必要経費の一部を町が補助しております。現在の要綱では学校部活動として出場する場合に限る規定となっており、今後、学校部活動の地域移行によって地域クラブとして全国大会等に出場する場合は補助の対象外となってしまいますので、これに対応するため、部活動に加えて地域クラブに所属する広陵町立中学校の生徒及びその指導者等を補助金の交付対象とするよう所要の改正を行うものでございます。改正内容といたしましては、2番、改正内容の(1)趣旨についてですが、第1条中の「心身共に健全な青少年の育成及びその振興・発展を図るため」という文言を、社会通念に照らし、より適切な表現として「健全な中学生を育成するとともにその振興・発展と中学生相互の親睦を図るため」という文言に改めております。(2)の補助対象経費については、要綱の3条で「宿泊料」という文言になっているところを、広陵町の職員の旅費に関する条例の表記に合わせて「宿泊費」に改めております。(3)の申請者の追加は、第4条で「中学校の校長」とありますが、その後に「又は地域クラブの代表者」を追加しております。(4)は、交付対象の追加に伴いまして、別表第1中の「引率教員」とあったものを「引率教員等」に改め、また可能な限り多くの生徒に補助金を交付するため、地域クラブにおいては中学校に同一の活動種目がない引率者に限り対象とする旨の規定を追加しております。学校の部活動でなく地域クラブとして大会に出る場合にも対象となるよう改定するものでございます。説明は以上でございます。

教育長 ありがとうございます。これについてはどうでしょうか。地域クラブ、これは地域

移行になるのですが、一つは4月から真美ヶ丘中学校に竹取クラブという卓球のクラブがございます。ここが対象になっておりまして、この夏近畿大会に行ってくれましたので、遡及する形になりますが、地域クラブの引率関係も含めて対象となるよう規則の改定を行うということです。どうでしょうか。ご意見よろしいでしょうか。

委員D これは近畿大会についてですか、全国大会についてですか。

教育長 近畿もしくは全国大会も含めております。近畿で勝ち上がっていと全国大会に進むことになります。

よろしいでしょうか。それでは、一つ目を終わらせていただきます。

議案（2）広陵町招致外国青年の任用等に関する規則の一部を改正する規則について

教育長 続いて二つ目の広陵町招致外国青年の任用等に関する規則の一部を改正する規則について、別紙の5ページをご参照ください。これも部長お願いします。

教育振興部長 広陵町招致外国青年の任用等に関する規則の一部改正についてご説明いたします。こちらは概要を添付しておりませんが、広陵町の中学校で外国語を教えていただきたいわゆるJETプログラムで来日されている外国人の夏季休暇に関する規則の改定でございます。7ページの新旧対照表をご覧ください。このJETプログラムにつきましては、例年4月採用で来ていただいており、夏季休暇は上限の5日間取得可能がありました。しかし、今年度につきましては、いったん決まっていた方が急にキャンセルされたため8月から来ていただいております。夏季休暇取得可能日数を5日間ではなく、採用された時期に応じて休暇日数を減らすという規定がこれまでなかったので、町職員の規定と合わせて今回の規則を改正するものでございます。それに伴い、以前は取得可能期間が7月から9月の間となっていましたが、こちらも6月から10月の間に改正しているところでございます。具体的に、職員となった月が6月以前であれば夏季休暇は5日間ですが、7月である者は4日間、8月に採用された者は3日間、9月に採用された者は2日間、10月に採用された者は1日の夏季休暇を取得可能ということで改正させていただいております。施行期日は先程の部活動大会補助金と同様に、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する、とさせていただいております。以上です。

教育長 説明のあったことについてご質問またはご意見等はございませんでしょうか。町職員の規程に合わせる形で改正することです。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

議案（3）給食費徴収条例について

教育長 それでは三つ目の給食費徴収条例について、別紙8ページをご参照ください。これも部長お願いします。

教育振興部長 はい。広陵町学校給食費徴収条例の一部を改正することについてご説明いたします。今回の改正は以前からお話ししておりました小中学校の学校給食無償化に伴う改正でございます。改正の理由といたしまして、小中学校給食費の額について高騰する材料費等の現状に鑑み、実態に即した額に改め、その一方で家計における教育に要する費用を確保できるよう令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間、小中学校で実施する学校給食における給食費を徴収しないこととする特例措置を講じるため所要の改正を行うものでございます。改正の内容といたしまして、まず一つ目に学校給食費の改正がございます。資料のカラー刷り部分が現在の給食費の内訳ですが、小学校給食では条例に定める給食費の月額は4,600円ですが、この内の400円を徴収特例として令和8年3月31日までは徴収しないこととし、この400円は町が負担しております。これに加えて、令和7年度は小中学校給食費の保護者負担額を上げずに、物価高騰により不足する賄い材料費を町が負担することとしており、小学校ではその額が月額600円、中学校では1,000円となっております。ですので、賄い材料費

ベースで算出した給食費の額は小学校で5, 200円、中学校で5, 500円であるのに対し、条例で定めている給食費がそれぞれ4, 600円と4, 500円となっており差異が生じております。無償化にあたり、町が負担する給食費を明確にするために、まずは実態に即した額として、小学校給食費を月額5, 200円、中学校給食費を月額5, 500円に改めます。その上で、（2）小中学校に係る学校給食費の無償化による徴収の特例の新設としまして、令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間、小中学校で実施する学校給食における学校給食費は徴収しないこととするという特例を設けます。更に、この特例を設けることに伴い、先程申しました「小学校に係る給食費の徴収額の上限を令和4年度までの価格と同額の4, 200円に据え置く」とする特例措置の期限が令和8年3月31日までとなっているところを、無償化の開始に合わせて令和7年12月31日までに改めるものでございます。

以上の改正について、11月4日の広陵町議会臨時議会に上程いたしましたので、ご審議いただきますようお願いいたします。なお、今回の無償化に関しては広陵町立小中学校で提供する給食の費用を無償にするというものです。よって、私学等に通っているお子さんの給食費については町で負担しないことにしております。ただ、アレルギーがあるお子さんでパンが食べられず代替食として家からご飯を持ってきているお子さんや、牛乳にアレルギーがあって飲めないので豆乳を持ってきているなど、代替食を持ってきているお子さんにつきましては、パンや牛乳に相当する金額を支給するという形にさせていただいております。以上です。

教育長 ありがとうございました。少しややこしいかなと思います。給食費の月額について、条例では現在、小学校4, 600円と中学校4, 500円となっています。ただ、小中学校とも町が賄材料費の一部を負担しておりますので、無償化にあたってその分も含めた給食費に改めます。小学校については4, 600円の内400円を補助、これがややこしくて、令和8年3月31日までとなっている補助の期限を令和8年1月1日から無償化になりますので令和7年12月31日に改めます。それともう一つ、無償化の期間が令和8年1月1日から令和9年3月31日となっておりますが、これは一つの区切りということです。というのは、国が今無償化ということも言っておりますので、国の動向も含めて令和9年3月末で一旦切ろうということになっております。その辺もご理解いただければと思います。このことについてご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

教育振興部長 また、無償化に当たって問題になるのは残食率でございます。特に広陵中学校の残食率が高いということで、今後、残食を減らす取組というのも教育委員会に求められると思いますので、そちらの方も対応していきたいと思っております。

教育長 要は中学校の方です。小学校の残食率は低く3%、4%くらいということですが、中学校はかつて10%を超えていました。給食センターの運営委員会等で常々広陵町の残食率が高いと言われます。かなり低くなっている状況がありますが、まだ高いということで町長も無償化はするが残食率高いともつたいないと言っておられます。議会でも残食率は当然低くすべきだと言われると思います。現在、広陵中学校と真美ヶ丘中学校を合わせた残食率は8%ぐらいです。広陵中学校は10%ぐらいあるのですが努力をしてもらって7%ぐらいに下げてもらうことでクリアできるのかなと思います。教育委員会としても学校への指導に関わる部分かなと思います。

委員A 残食率が高いということですが、子どもたちに意見を聞くとかアンケートをとるなどはしていないのですか。

教育長 アンケートについては現在とっている最中です。まもなくGoogleフォームでChromebookを使って回答してもらおうと思っています。

教育振興部長 今日、係長から各校長にお願いの電話をした上でメールを流す段取りをしております。

委員A 給食にはパンとご飯があると思うのですが、どちらの時に残食が多いのか、など残

食の原因を追及できるような質問を具体的に考えていただいて、食育との関係も合わせた形で議員さんとも話をしないと駄目なのかと思います。

教育長 基本的には残食というのは全体になるのですが、例えば子どもたちの中には野菜が苦手な子が多く野菜が出たときに余ったり、ご飯でも例えばご飯に合うおかずであればしっかりと食べるので、合わない物があればご飯が余ったりします。給食センターは毎日残食率を出していますので、メニューによっての差異はこちらも把握しております。全体を通して見ると主食であるご飯物を多く残しているかなと思います。

教育振興部長 やはり香芝市に比べると広陵町のご飯の残食が多いと聞いています。その処理が大変だと言っておりました。

教育長 それと牛乳ですね。香芝市ではほとんど残さないようですが、広陵中学校は牛乳の残本数が非常に多いです。月に1,000本近く廃棄しています。その辺も気にはなっています。給食センター協議会や運営委員会などでは残食が多いということで謝ってばかりしています。担任の先生方の指導の仕方もあるのかなと思います。香芝北中学校は残食率が1%、2%なのです。それは担任の先生が「ちょっとでも食べよう。」という声かけをして積極的に入れに行ってくれているのもあって残食率が低くなっているのかなと思います。その辺で広陵町としてももう少し減らしていきたいと思います。ありがとうございます。他にございませんか。それでは、議案（4）に移ります。

議案（4）広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について

教育長 広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則について、ということで先程配布いたしました別紙をご参照ください。これは、こども課長よろしくお願ひします。

こども課長 それでは、今回の規則改正について説明させていただきます。今回規則改正をさせていただく理由ですが、先日9月議会におきまして広陵町立認定こども園条例等の一部を改正することについてということで、可決いただきました。その他のところで報告させていただこうと思いましたが、今回関連する部分ですので別紙の9ページをご覧いただきたいと思います。こちらが認定こども園条例等の一部を改正する条例、9月議会において可決いただいたものでございます。内容といましましては、広陵町の幼保一体化総合計画に基づきまして幼稚園・保育園の統廃合を行い、認定こども園に整備をしていくという流れで、令和8年4月におきまして、中段ほどにございますが、開園といたしまして幼稚園型認定こども園の認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園が開園、閉園といたしまして保育園で広陵南保育園、幼稚園といたしましては広陵東小学校附属幼稚園と真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園、こちらの二つが閉園となります。合計三つが閉園となります。これに伴いまして設置条例等を変更させていただきました。新旧対照表ですが、15ページを見ていただきたいと思います。左が改正案、右が現行となっておりますが、左側の第3条に認定こども園といたしまして認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園を追加させていただいております。次に1枚めくっていただきまして16ページなのですが、認定こども園条例等真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の定員ですが、3歳児50人、4歳児50人、5歳児50人の合計150人で認定こども園として令和8年4月に開園させていただく予定でございます。続きまして17ページ、下の分ですが、右側の広陵南保育園を抜かせていただいて、左側広陵西保育園と真美北保育園の2園にさせていただくとともに真美北保育園を乳児用の保育園に変更させていただきますので、定員の調整で120人から62人に変更させていただきました。1枚めくっていただきまして18ページでございます。広陵町立学校設置条例なのですが、右側に広陵東小学校附属幼稚園、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園がございましたが、令和8年4月からは真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園1園になりますので、2園を表から削除させていただきました。それ以外は文言等の調整をさせていただ

いたところでございます。これを受けまして、今回教育委員会規則も合わせまして変更する必要がございましたので、変更のご審議をいただきたいと思います。1ページに戻っていただきたいと思います。改正理由といたしましては先程申し上げましたところでございます。今回改正する規則ですが、広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則、広陵町教育委員会事務局及び教育機関等の組織等に関する規則、それと町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の三本となっております。変更内容といたしましては、5ページを見ていただきたいと思います。まず一つ目の広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則でございますが、右側に広陵町立広陵東小学校附属幼稚園と広陵町立真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園がございましたが、こちらの方を削除させていただきます。続きまして1枚をめくっていただきまして6ページになります。こちらが広陵町教育委員会事務局及び教育機関等の組織等に関する規則でございますが、右側、広陵北かぐやこども園がこどもまんなか部に、広陵東小学校附属幼稚園と真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園と広陵南保育園につきましては所管がこども課になっていました。しかし令和8年4月から真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園が子ども園化されますので、左側のようにこどもまんなか部の所属にさせていただきまして、こども課に所管していました広陵東小学校附属幼稚園、真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園、広陵南保育園を削らせていただいております。最後に7ページ、町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則ですが、右側のところを見ていただきますと中段に町立の幼稚園、小学校及び中学校となっておりましたが、こちらの方を左側、中学校の後に認定こども園という一文を付けさせていただくという文言の調整をさせていただきました。以上変更点を説明させていただきました。よろしくお願ひします。

教育長 ありがとうございました。今、広陵町立幼稚園の管理運営に関する規則等の一部改正について、こども課長から説明していただきました。令和8年度に真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園が幼稚園型のこども園に移行します。それに伴い、真美北保育園は0、1、2歳のみになります。もう一つ、南保育園と東小学校附属幼稚園がときわ広陵こども園になりますので、こういう形で変更になります。最終的に真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園だけが令和8年度も残って、令和9年3月末をもって閉園になります。というような体制をさせていただいている状況でございます。これについてご質問またはご意見等ございましたらよろしくお願ひします。広陵町の公的なこども園については、広陵北かぐやこども園と認定こども園真美ヶ丘第二小学校附属幼稚園の二つになります。あと令和9年度からは真美ヶ丘第一小学校附属幼稚園と広陵西保育園が統合されて公私連携型のこども園になります。

こども課長 これによって各小学校区に1園ずつこども園ができることになります。

教育長 よろしいですか。

委員A 条例そのものではないのですが、7ページの町立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則ですが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の公務という規定は文言として定まったものがあるのでしょうか。

こども課長 国の法律で、学校医、学校歯科医、学校薬剤師につきましては公務災害ということで規定されておりまして、それを受けて各市町村で条例化をしなくてはならないということになっていましてその条例を触らせていただいたのが19ページになります。その取り扱いに関して今回規則で定めておりましたので、うたわせていただいたものになります。

委員A 公務災害補償というのは公務をしているときの補償ですね。その公務とは一体何なのでですか。公務を認定する認定基準はあるのですか。

こども課長 今、手元に資料がないのですが、基準としては決められているはずです。

委員A 何故このような質問をしたかというと、夏に教育講演会があつて講師の方が医療と繋ぐということで学校の方と協力していくと言う話をしてくださいました。こういう役割を担っていくとすれば公務として学校医に何かお願いしていくのか、学校医としての役割というの

を学校、教育委員会は考えていくべきなのではないかと思います。文言そのものについて意見はないのですよ。

教育長 公務災害とは具体的にはどういうときに適用されるのかということですね。

こども課長 多分、学校医等が研修会や学校に行く途上で何か事故があったとき等になるかなと思うのですが。

教育振興部長 公務災害保障に関する条例の中に規程があると思いますので、また確認させていただきます。

教育長 他にございませんか。ありがとうございます。

議案（5）後援名義使用許可申請について 「第10回団士郎家族漫画展・講演会」

教育長 後援名義使用許可申請についてです。まず、一つ目は「第10回団士郎家族漫画展・講演会」家族・子育てを応援する会からです。これについては教育総務課指導主事、お願いします。

教育総務課指導主事 特定非営利活動法人 家族・子育てを応援する会から「第10回団士郎家族漫画展・講演会」の申請が出ています。12ページをご覧ください。「第10回団士郎家族漫画展・講演会」は2016年から開催されてきたイベントで、子育て・戦争体験・障がい者・被災者・高齢者等の、家族の実話を基にした家族漫画のパネル展示と、家族心理臨床家である団士郎氏の講演で、過去に多くの方々が来場し、自分自身の人生・家族・子育て・社会について、さまざまな思いを残してきたとのことです。また、リピータが増え、継続開催を望む声も多く、多世代の住民に投げかけるメッセージ性が大きく、児童虐待の予防機能をもつものであり、子どもの健やかな成長を支え、地域全体で家族・子育てを応援するまちづくりつながっていくものであるという考えです。「団士郎家族漫画展」の会場は広陵町立図書館展示ホールで、実施日時は令和8年3月1日（日）～3月15日（日）の9時30分から17時まで、図書館の休館日を除き、最終日は正午までです。参加費用は無料です。「団士郎講演会」の会場は広陵町立図書館視聴覚室で、実施日時は漫画展開催中の令和8年3月8日（日）の14時から15時30分までで、参加費用は無料、定員は25人です。15ページには今年度の予算書が、16ページから25ページには家族・子育てを応援する会の定款が、26ページ、27ページには参考として昨年度配布したチラシが添付されています。なお、今回は27ページにある団士郎家族理解ワークショップの申請は出されていません。以上です。ご審議お願いします。

教育長 はい。これは毎年後援をさせていただいている。私も毎年見に行かせていただいて、特に団士郎先生の講演はすごくいい講演で、その後、いつも感想を述べてくださいと言われて苦労するのですが、本当にいい取組かなと思っております。漫画展の漫画もほのぼのしながらもそれぞれの家族のしんどさを表していますので、また委員の皆様も顔を出していただいてもいいのかなと思っております。これについてご質問、ご意見等があればよろしくお願ひします。よろしいでしょうか。ないようでしたら承認ということでお願いします。

議案（5）後援名義使用許可申請について 「おかいもの大作戦～みんなはお金をどう使う？～」

教育長 続きまして、「おかいもの大作戦～みんなはお金をどう使う？～」が一般社団法人日本こどもの才能発見協会より出ています。説明お願いします。

教育総務課指導主事 一般社団法人日本こどもの才能発見協会より「おかいもの大作戦～みんなはお金をどう使う？～」の申請が出ております。28ページをご覧ください。お買い物体験を通して「お金の大切さ・価値」を感じてもらい、「子どもの自立」を促し、幼少期から金銭感覚を育むことで子どもたちの生き抜く力を育成することを目的とするとのことです。当日

は、クイズで学び、劇を見て、おかしいものの準備をして、おかしいものの体験をするという流れです。開催日は令和7年12月13日（土）で、午前の部、午後の部の二部構成になっています。開催場所は、田原本町青垣生涯学習センターで、参加対象者は小学校1年生から4年生までの子どもとその保護者で、1回の定員は大人と子ども合わせて40名、参加費は無料です。30ページには収支予算書、31ページには役員名簿、32ページから37ページまで協会の定款、38ページには配布予定のチラシが添付されています。小学校1年生から4年生までの児童数が2,000人程度になるように地域を選定して広陵町と田原本町の2つの町に申請を出しているとのことです。以上です。ご審議お願いします。

教育長 今、説明がございましたが、これについては前回も出されていましたね。

教育総務課指導主事 昨年も同じくらいの時期に申請が出されています。

教育長 昨年も承認させていただいたかと思います。場所が広陵町であればいいのですが、青垣生涯学習センターということで田原本町にあります。前回もそうでしたね。

教育総務課指導主事 そうです。

教育長 これについて、ご質問またはご意見はございませんか。このような金融教育的なものが多く出されていますが、特に拒否するような内容ではないと思います。よろしいでしょうか。それでは、承認という形でお願いします。

議案（5）後援名義使用許可申請について

「ボイスカウトと遊ぼう！ワクワク自然体験あそび」

教育長 「ボイスカウトと遊ぼう！ワクワク自然体験あそび」、ボイスカウト北葛城第7団より申請が出ております。説明、よろしくお願いします。

教育総務課指導主事 ボイスカウト北葛城第7団より「ボイスカウトと遊ぼう！ワクワク自然体験あそび」の申請が出ております。39ページをご覧ください。ボイスカウト日本連盟では、コロナ禍などの影響により体験活動を経験する機会が減少した子どもたちに対し、地域のボイスカウトによる自然体験活動の機会を提供しているということで本事業の目的は、幼少期の頃から自然とふれあい、楽しく遊ぶことで「豊かな人間性」や「自ら学び考える、生きる力」を育むボイスカウト活動に興味をもってもらう機会を作るということです。開催日時は、令和7年11月24日（振休）の9時30分から12時までで、開催場所は広陵町馬見北4丁目の牧野古墳史跡公園です。参加対象者は広陵町内在住の年長児童から小学4年生児童で、定員は子ども15名とその保護者で、参加費は500円です。41ページに予算書が、42ページ、43ページには参考として今年の3月9日に開催された自然体験あそびのチラシが添付されています。なお、ボイスカウト主催ですが募集は男女問わず行うとのことです。以上です。ご審議お願いします。

教育長 ありがとうございました。今、説明がございましたボイスカウトですね。広陵町の団が北葛城第7団となっております。いつも年頭式に出させていただいております。これは今回初めてだと思います。

教育総務課指導主事 今年の3月にも行われ、承認されました。

教育長 そうですね。今回で2回目ということになります。これについて、ご質問、またはご意見はございませんか。前回も承認させていただいておりますので。よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

議案（5）後援名義使用許可申請について

「子どもの個性発見＆ママのためのお金の講座」

教育長 それでは、最後です。「子どもの個性発見＆ママのためのお金の講座」ソニー生命保険株式会社からです。これについて、説明お願いします。

教育総務課指導主事 ソニー生命保険株式会社から「子どもの個性発見＆ママのためのお金の講座」についての後援名義使用承認申請が出ております。44ページをご覧ください。昨年も同じような内容で申請が出されています。事業の目的は、子育て世代の方に子どもの個性の伸ばし方、褒め方などを伝えることで子どもに対して理解を深める、また、今後の子どもの教育資金等の必要な金額、賢い貯め方などを伝え、保護者の子育てに対する不安を払拭するということです。当日、前半は行動心理学に基づいた子どもの個性についての理解を追求し、後半は今後の教育資金についての推移や貯め方などを伝えるとのことです。開催日時は令和7年1月2日（水）午前10時から11時30分までで、参加対象者は子育て世代のお父さん、お母さんで募集人員は15名です。開催場所は広陵町ふるさと会館グリーンパレスで、参加料は無料です。地域貢献の一環として行うもので、金融商品の販売・勧誘・宣伝はないとのことです。45ページに収支予算書、46ページから53ページに定款、54ページに配布予定のチラシが添付されています。以上です。ご審議よろしくお願ひします。

教育長 ありがとうございます。これも金融教育関連でソニー生命保険株式会社から出されています。前回も出されていますね。今回は平日ですので保護者のみの参加になるですね。

教育総務課指導主事 はい、ママのためのお金の講座となっていますが、お父さんも参加できます、とのことです。

教育長 これについてもご意見、ご質問はございませんか。よろしいでしょうか。それでは、承認ということでお願いします。以上で後援名義は終わりです。